

## ゴミ出し・水道料金に関して

【ご意見】（令和5年9月19日受付）

### 【ゴミ出し】

千曲市指定のゴミ袋に個人名を記入させることは個人情報の流失に当たらないでしょうか。また、不燃物を出す際に他の自治体であれば歩いて行ける（可燃物と同じ場所）に捨てられてましたが、車で移動しなければならない距離になってます。どうして歩いて行ける可燃物と同じ場所でないのでしょうか。

また、ある時出した不燃物の袋が何の警告などもなしに連絡もしていないのに自宅の玄関前に置かれていたことがあり、恐ろしくてゴミが出せなくなりました。

### 【水道料金】

アパートの大家から水道料金の基本料以外の請求を受けます。公共料金を個人から請求されるのは、違和感があります。市としてどのような管理をされているのでしょうか。（不当な請求を避ける対策はされてますか）また、他の自治体ではもちろん大家などからの請求を受けたことはありません。このようなことは長野県特有でしょうか。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

## 【回答】

### 【ゴミ出し】について

#### 1. 指定ごみ袋への記名について

千曲市では合併前の平成4年から、指定袋制度を導入し、記名をお願いしております。これは、ごみの排出に自覚と責任を持っていただき、ごみ出しルールを守っていただくためです。

一方、近年では「個人情報保護やプライバシーの観点から記名をなくしてほしい」といったご意見もいただいております。そのため、昨年、多くの方のご意見を伺うことを目的に、市民 1,200 人を対象としたアンケートを実施しました。アンケートでは、記名に賛成が 76.3%という結果となりました。市民の方からいただいた理由として最も多かったのが、「ごみ出しのルールが守られる」というご意見でした。この結果を受け、千曲市では当面の間、指定ごみ袋への記名について継続してまいります。

しかしながら、個人情報保護やプライバシーを守るという意見もあり、ごみの正しい排出との両立ができないか、今後も検討してまいります。

#### 2. 不燃ごみの収集所について

ごみ収集所は市内に 800 ヶ所以上あり、市で直接管理することは難しいため、地域の区・自治会に管理や設置をお願いしております。

収集所の場所や収集品目、排出できる時間については、設置可能な場所の判断やごみ当番の負担を考慮したうえで、それぞれの区・自治会で決めております。

排出した不燃ごみの袋がご自宅前に戻っていた件については、誰がどんな理由で戻したのか事情は分かりかねますが、市の委託事業者が収集する際に不適出排出で収集できないと判断したごみについては、必ず理由を明記したシールを貼付した上でごみ収集所に残していくことをルールとして定めております。

葛尾組合不燃ごみ処理場(千曲市大字上山田 3813-100)では平日の 8:30～12:00 及び 13:00～16:00 に直接搬入を受け付けております。料金は 20 kgまで 400 円、以降 10 kgごと 200 円加算、指定ごみ袋に入れた場合は無料となっております。また、小型家電製品については、市役所・戸倉創造館・上山田戸倉出張所に回収ボックスを設けており、40 cm×20 cmの投入口に入るものを無料で回収しておりますので、よろしければこちらもご利用ください。

担当 環境課

【水道料金】について

お住まいの地区につきましては、長野県営水道の営業区域となっておりますので、千曲市役所より水道料金の請求を申し上げることはございません。

管轄する県営水道へ水道料金について照会したところ、県営水道の契約は、アパートの所有者等との契約となっている場合、契約者様へ直接請求し、お支払いいただいている状況とのことです。

お問合せいただきました事項は、アパート所有者様が支払われた公共料金の負担を入居者様へ求められているところが趣旨かと思われ、アパートの賃貸借契約に関するものになります。

県営水道や市役所では対応いたしかねますので、大家様または不動産業者様へご相談ください。

担当 上下水道課